

工場立地法に係る緑地面積率等の 緩和について

豊橋市産業部産業政策課

■ 電話 0532-51-2640

■ E-mail sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

2. 工場立地法の概要

【目的】

工場立地が、**環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため**、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

(法第1条)

2. 工場立地法の概要

【法の骨子】

ア. 準則の公表

生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等の基準を定める。

イ. 届出

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る工場又は事業場で、下記のいずれかに該当するもの

(**特定工場**) の新設又は変更

敷地面積9,000m²以上又は建築面積3,000m²以上

2. 工場立地法の概要

【緑地率規制（国の基準）】

環境施設（※）
25%以上

緑地
20%以上

樹木が生育する区画された土地
低木又は芝その他の地被植物で
表面が被われている土地 等

緑地以外の環境施設
5%以上

噴水、池、運動場、広場、教養
文化施設、太陽光発電施設 等

※環境施設は、緑地以外の環境施設を設置せず、緑地のみを設置で25%以上確保することも可能

2. 工場立地法の概要

【重複緑地】

緑地の中で、

1. 他の施設と重複する土地

パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地

2. 建築物屋上等緑化施設

屋上の緑地、壁面の緑地（フェンス、石垣、よう壁、屋外プラントなどを緑化する場合も含む。）

※重複緑地は、当該工場敷地にある緑地面積の25%まで算入可能。25%を超える重複緑地は、環境施設として取り扱う。



2. 工場立地法の概要

【地域準則の設定】

- 工場立地法では法で定められた緑地面積率等に代えて、地域の実情に応じて各市町村において条例により緩和することが可能
- 平成29年4月に「豊橋市工場立地法に基づく準則等を定める条例」を制定し、緑地面積率・環境施設面積率・重複緑地算入率を、それぞれ国の準則である20%以上・25%以上・25%以下から**15%以上・20%以上・50%以下**まで緩和

4. 緑地面積率等の緩和

今回の条例改正により緑地面積率等をさらに緩和

	緑地面積率	環境施設面積率
国の基準	20%以上	25%以上
		
現行条例による 豊橋市の基準	15%以上	20%以上
		
条例改正案	5%以上	10%以上

4. 緑地面積率等の緩和

適用要件 1 : 対象区域 (条例改正による**変更なし**)

区域	地区
公共造成の 工業団地	石巻西川地区、若松地区、 三弥地区、豊橋東 I C 工業用地
工業専用地域	御津 2 区、神野西 1 区 明海地区、日東電工、デンソー

4. 緑地面積率等の緩和

適用要件2：環境活動の実施（条例改正による**変更あり**）

○ 1～6を必ず実施する必要あり

区分	実施基準
1 みどりと調和した働く場の推進	・緑のカーテンの設置 ・事務所・工場内の観葉植物設置 ・屋上緑化の実施 等
2 エコ通勤の推進	・従業員の通勤手段を、自動車から電車やバス等に転換することを促す 様々な取組みの実施
3 エコドライブの実施	・車両を利用する際、不要なアイドリングをやめるなどエコドライブの実施

4. 緑地面積率等の緩和

区分	実施基準
4 ゼロカーボンに資する設備の導入	・工場を増設等する際、省エネ型の空調システムや照明機器などゼロカーボンに資する設備の導入 等
5 意識啓発・社内活動の実施	・環境保全・環境負荷低減のための社内教育実施（研修会開催等） ・環境マネジメントシステムの更新 等
6 地域貢献活動の実施	・530運動環境協議会への加入 ・事業所周辺・校区内の美化活動等

※市は各企業から提出していただく環境活動計画書をHPで公表し、企業の環境保全活動のPRに努める